

令和8年度東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業交付事業者公募要領

令和8年5月26日付8福祉子家第364号

第1 補助金概要

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として定められ、子供期（18歳未満）に加え、おおむね30歳未満（その状況等に応じ40歳未満の者も対象）の者が支援対象となることから、各地域における支援体制のより一層の強化が求められている。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないことなどから、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に把握した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業（以下「本事業」という。）は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげることができるよう、支援者団体が行うピアサポート等の悩み相談や、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援等といった取組に対して支援を行う。

第2 補助条件

1 事業者要件

本事業の実施主体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

なお、支援者団体は、取組の一部を、当該取組を適切に実施することができることと認めた他の支援者団体に委託をすることができる。その場合は東京都（以下「都」という。）と事前に協議すること。

- (1) ヤングケアラーの支援に取り組む民間団体であること。
- (2) 原則として、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。
ただし、都知事が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 東京都内に活動拠点を有していること。

2 補助対象事業

補助対象事業は、以下のとおりとする。

(1) ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 内容

支援者団体は、ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口の整備や、ピアサポート等を実施する。

また、ピアサポート等の悩み相談に加え、相談があったヤングケアラーに対し、家事支援ヘルパーの派遣等を実施する場合、進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合及びレスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合については、別途加算の対象とする。

イ 方法

(ア) ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等へ対応し、傾聴を行い、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげること。

また、相談があったヤングケアラーに対し、必要に応じて、家事支援ヘルパーの派遣等を実施することが望ましい。

(イ) 本取組の支援対象者は、都内の小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等とする。

(ウ) 支援の対価として利用料を徴収する場合は、地域の実情及び本取組の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

(エ) 進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合、ヤングケアラーは18歳を超えても進学や就職、仕事と介護の両立等、本人の置かれた状況に応じた悩みを持つと考えられるため、相談体制の構築に当たっては、関連する相談への対応経験等を有する、キャリアコンサルタント等の有資格者や、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラー）が所属している支援者団体であることが望ましい。必要に応じて、都及び区市町村と連携して実施すること。

(オ) レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合、実施に当たっては、ヤングケアラー同士、ヤングケアラーと元ヤングケアラーや家族等を交えた交流の場やイベントの開催により、ヤングケアラー自身のレスパイトや、新たな将来の選択肢発見等の自己発見に繋がるような方法により実施することが望ましい。

(2) オンラインサロンの設置・運営、支援

ア 内容

支援者団体は、第2の2(1)のピアサポート等の悩み相談のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

また、地域の実情に応じて対面でのサロンを行う場合に要する会場使用料等については、別途加算の対象とする。

イ 方法

(ア) 支援者団体は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行うこと。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、参加者の容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、その心情に配慮した仕組みを講ずること。

(イ) 本取組の支援対象者は、都内の小学生、中学生、高校生若しくは大学生等の若者又はその家庭に属する者等とする。

(ウ) 定期的を開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

(エ) ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。

オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本取組の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。

本取組は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて、対面とのハイブリット形式でサロンを行うことを妨げない。

支援者団体は、本取組の実施にあたって、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンについて、同一団体において、ヤングケアラーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者や子供本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応している場合、他の国庫補助均等の補助を受けて実施している既存事業の対象経費については、都の補助の対象とならない。

(オ) 支援の対価として利用料を徴収する場合は、地域の実情及び本取組の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

(3) 上記(1)・(2)共通の加算に係る特記事項

上記(1)・(2)の事業を実施する際に、子ども・若者育成支援推進法において支援対象と定義された18歳から30代までの若者への支援体制を強化する場合、令和7年度以降に新たに雇用した人員の増員分について、加算対象とする(令和7年度以降に新たに雇用した人員を、翌年度以降継続雇用した場合も対象に含む)。なお、下記を全て満たすことを条件とする。

ア 18歳以上の若者も支援可能であることを、自身のHPやリーフレット等に明示するとともに、関係機関等にも周知すること。

イ 都は、悩みを抱える若者やその支援者が様々な分野のサポートや居場所を探すことのできるポータルサイト「若ぽた+ (プラス)」を運営している。この「若ぽた+」内に、登録している支援機関・団体が、専門分野を超えて情報共有を行うデジタルプラットフォーム「若ぽた+テラス」を構築したところである。

一人でも多くのヤングケアラーを支援につなげていくため、「若ぽた+」に未だ支援情報の登録を行っていない場合は、速やかに登録すること。また、「若ぽた+テラス」にヤングケアラーに関する質問や相談が書き込まれた際は、この回答について、可能な限り協力すること。

ウ 都は、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を18歳以上のヤングケアラーの一次的な広域相談窓口として位置付けるとともに、都民安全総合対策本部若年支援事業課にヤングケアラー・コーディネーターを配置している。

「若ナビα」や都のヤングケアラー・コーディネーターからの相談等に応じるなど、可能な限り連携を図り協力すること。

(4) 実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 補助対象経費等

経費の補助については、別に定める「東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づいて行うものとする。

なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

(1) 交付額

予算の範囲内で補助を行うものであり、交付額は申請額を下回ることがある。

(2) 対象経費

交付要綱別添に定める経費で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施した事業

に係るもの。

4 留意事項

応募に際しては、事業内容及び補助対象経費等については、以下の点に留意すること。

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果を明確にすること。また、滞りなく事業を実施するための計画を策定するとともに、計画を遂行するために必要な人員体制を設けること。
- (2) 事業の実施にあたり、事業内容に即した効率的な所要額見積であること。
- (3) 団体の管理運営経費については、経常的なものについては補助対象とならず、専ら補助対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対象となること。
- (4) 経費については、交付要綱別添に定める対象経費支払基準に基づき、事業内容に照らして適切な人員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

第3 申請手続

交付申請を行う事業者は以下のとおり書類を提出すること

(1) 提出書類

- ア 交付申請書及び添付書類（別紙様式第1から別紙様式1-4、別紙様式第5及び別紙様式第6）
- イ その他関係資料

(2) 添付書類

所管官庁に提出している定款又は寄付行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し及び印鑑証明書を添付すること。

なお、それにより難しい場合は、相当する内容を把握できる資料を提出すること。また、その他、必要に応じ追加書類を求めることがある。

(3) 提出期限

令和8年6月17日（水曜日）

(4) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎30階 北側

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

(5) ヒアリング及び現地調査

都において交付申請書類を受付後、申請内容等に関するヒアリング及び現地確認を実施する。日時は別途連絡する。なお、実施要綱第3の3に記載する加算に係る申請があった場合は、都民安全総合対策本部若年支援事業課の職員が同席することがある。

(6) 補助対象事業者決定までのスケジュール（予定）

令和8年6月17日（水曜日）	申請書提出期限
令和8年6月18日（木曜日） ～令和8年6月30日（火曜日）	事業者ヒアリング及び現地確認
令和8年7月上旬頃	補助金検討委員会の開催
令和8年7月下旬頃	審査結果（交付決定・不交付決定）の通知

第4 申請に当たっての留意事項

- (1) 交付申請に当たって提出した書類については、都が補正を求めた場合を除き、書換えや撤回をすることはできない。また、返却もしない。なお、都が申請書類の補正を求めた場合には、これに速やかに応じること。
- (2) 補助金検討委員会における審査は、別紙の基準に沿って実施する。
- (3) 審査結果は、全ての参加事業者に文書で通知する。通知した審査結果以外の審査に関する情報や、交付決定されなかった理由等、審査に関する質問には一切回答しない。
- (4) 緊急事態が発生した場合等は、予定されている日程を延期もしくは中止することがある。

第5 問合せ先

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課子育て事業担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎30階 北側

電話 03-5320-4371 (内線) 32-687

メールアドレス S1140502(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。

お手数ですが、メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

(別紙) 令和8年度東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業補助金交付に係る検討委員会 審査項目

	審査項目	評価の視点	配点
1	補助事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的を十分に理解しているか・公的機関と連携・協力して事業を実施する姿勢が見られるか・適切な実施体制や必要な人員が確保できるか・本事業に類する事業の実績があり、専門知識やノウハウを有しているか	5点
2	事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的と合致した事業計画となっているか・企画内容が具体的であるか・ヤングケアラーの支援に資する効果的な内容となっているか・ヤングケアラーやその家族が安全で安心して支援を受けることができる環境か	5点
3	事業内容の実現性	<ul style="list-style-type: none">・団体の過去の実績に照らして実現可能であるか・実施主体の財政規模と事業規模とに大きな開きがないか・実施方法及び実施スケジュールは現実的か	5点
4	事業経費の適正性	<ul style="list-style-type: none">・事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか・経費区分ができていないか	5点